平成２１年（フ）第４５号
福岡県大牟田市大字歴木196番地２
債務者　橘　　双葉
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第４７号
福岡県大牟田市大字吉野21番地３
債務者　増永　智浩
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
福岡県大牟田市小浜町95番地３　サンコーポラス小浜２棟103号
債務者　内田三恵子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
福岡県大牟田市浜町１番地８　浜町マンション507号
債務者　椋尾由美子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
熊本県球磨郡山江村大字山田丁1716番地
債務者　溝田　照美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３４号
熊本県球磨郡山江村大字山田丁1716番地
債務者　溝田眞市朗
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第２９号
愛媛県八幡浜市大平１番耕地787番地２
債務者　岡本　　勝
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第３０号
愛媛県八幡浜市大平１番耕地787番地２
債務者　岡本　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第６９５号
仙台市若林区古城３丁目１番14号
債務者　横澤　秀明
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７８４号
宮城県塩竈市母子沢町１番２―404号　市営新玉川住宅みちのく棟
債務者　内海　久子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８３７号
仙台市泉区黒松２丁目10番５号
債務者　齊藤　美紀（旧姓千葉・清水）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４０号
仙台市太白区西中田６丁目22番２―113号
債務者　山内　美穂
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４３号
仙台市太白区袋原１丁目23番26号　華壱番館202
債務者　細谷　　敦
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４４号
宮城県塩竈市尾島町26番７号
債務者　近江　善彦
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
滋賀県野洲市栄18番７号、前住所滋賀県守山市今宿２丁目４番28―203号
債務者　渕上三喜夫
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
滋賀県野洲市栄18番７号、前住所滋賀県守山市今宿２丁目４番28―203号
債務者　渕上　智子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ１棟305号
債務者　則本　　純
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部